

1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成 2 1 年第 3 回有田川町議会定例会)

平成 2 1 年 9 月 1 8 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- 日程第 1 要望の審査報告について (要望第 1 号)
- 日程第 2 請願の審査報告について (請願第 3 号)
- 日程第 3 請願の審査報告について (請願第 4 号)
- 日程第 4 議案第 95 号 平成 20 年度 有田川町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 70 号 平成 21 年度 有田川町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 6 議案第 71 号 平成 21 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 7 議案第 72 号 平成 21 年度 有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 8 議案第 73 号 平成 21 年度 有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 74 号 平成 21 年度 有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 75 号 平成 21 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 11 議案第 76 号 平成 21 年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 12 議案第 77 号 平成 21 年度 有田川町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 96 号 有田川町観光施設巡回バスの運行及び管理に関する条例の制定
について
- 日程第 14 議案第 97 号 有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第 15 議案第 98 号 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 99 号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 17 議案第 100 号 町営土地改良事業の施行について
- 日程第 18 議案第 101 号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 19 議案第 102 号 有田川町道路線の廃止について
- 日程第 20 議案第 103 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 21 議案第 105 号 平成 20 年度 地域情報通信基盤整備推進交付金事業
有田川町情報通信基盤整備工事の請負変更契約について
- 日程第 22 議案第 106 号 平成 21 年度 御霊小学校プール改築工事の請負契約について

- 日程第23 議案第107号 財産の取得について
平成21年度 孤立集落通信確保事業
超短波無線電話装置購入
- 日程第24 議案第108号 財産の取得について
平成21年度 町内移動系防災行政無線統一化事業
超短波無線電話装置購入
- 日程第25 議案第109号 財産の取得について
平成21年度 和歌山県石油貯蔵施設立地対策等交付金事業
小型消防ポンプ購入
- 日程第26 議案第110号 財産の取得について
平成20年度 地域活性化・生活対策臨時交付金事業
地上デジタル放送対応テレビ購入（吉備地区）
- 日程第27 議案第111号 財産の取得について
平成20年度 地域活性化・生活対策臨時交付金事業
地上デジタル放送対応テレビ購入（金屋・清水地区）
- 日程第28 議案第112号 財産の取得について
平成21年度 町有公用自動車（塵芥収集車）購入
- 日程第29 議案第113号 財産の取得について
平成21年度 有田川L i b r a r y 図書購入
- 日程第30 住民福祉常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第31 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第32 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第33 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第34 議員派遣の件

2 出席議員は次のとおりである（24名）

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	橋 爪 弘 典
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 ゝ 利 夫	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
14 番	殿 井 堯	15 番	浦 博 善
17 番	坂 上 東洋士	18 番	楠 部 重 計
19 番	新 家 弘	20 番	西 弘 義
21 番	中 ✓ 正 門	22 番	中 山 進
23 番	竹 本 和 泰	24 番	大 岡 憲 治
25 番	亀 井 次 男	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

13番 横畑龍彦

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

9番 前 利 夫 20番 西 弘 義

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	中山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	会 計 課 長	浜 田 文 男
総 務 課 長	須 佐 見 政 人	企 画 財 政 課 長	山 崎 正 行
総合業務課長	高 垣 忠 由	消 防 長	前 田 英 幸
福 祉 課 長	星 田 仁 志	環 境 衛 生 課 長	河 島 一 昭
住 民 課 長	福 原 茂 記	税 務 課 長	赤 井 康 彦
情報管理課長	水 口 克 將	建 設 課 長	東 信 行
産 業 課 長	中 島 詳 裕	地 籍 調 査 課 長	大 方 肇
水 道 課 長	山 本 満 寿 典	下 水 道 課 長	東 敏 雄
教育委員長	毛 保 敦	教 育 長	楠 木 茂
学校教育課長	坂 上 泰 司	社 会 教 育 課 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 本 下 浩 久 書 記 池 田 ひろ子

8 議事の経過

開議 10時01分

○議長（橋爪弘典）

皆さん、おはようございます。

13番、横畑龍彦君から欠席の届出がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は、24人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか21人であります。

採決前に、前もって申し上げます。

24番、大岡憲治議員は、体調不良のため起立が無理でございますので、採決に当たっては、大岡議員に限って挙手での議決の回答をしていただきたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

…………… 日程第1 要望の審査報告について ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、要望の審査報告についてを議題とします。

要望第1号として、二澤観音堂への参道橋梁整備についての要望が、第2回定例会第1日目において、産業建設常任委員会に付託されています。

この件について、産業建設常任委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、浦博善君。

○産業建設常任委員会委員長（浦 博善）

委員長報告を行います。

要望第1号、二澤観音堂への参道橋梁整備についての要望が、第2回定例会において、当委員会に付託されています。

この件につきましては、閉会中の継続審査となっておりましたが、去る9月4日、委員会を開き、再度、要望の趣旨、内容等について慎重審査を行いました。その結果、全会一致で採択と決定しました。

十分にご審議の上、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（橋爪弘典）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

この要望に対する委員長の報告は、採択です。

この要望は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、採択することに決定しました。

…………… 日程第2 請願の審査報告について ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第2、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第3号として、仮称徳田橋の建設についての請願が、本定例会第1日目において、産業建設常任委員会に付託されています。

この件について、産業建設常任委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、浦博善君。

○産業建設常任委員会委員長（浦 博善）

委員長報告を行います。

請願第3号、仮称徳田橋の建設の件が、本定例会第1日目において、当委員会に付託されています。

この件につきましては、去る9月4日、委員会を開き、請願の趣旨、内容等について慎重審査をいたしました結果、全会一致で採択と決定しました。

十分にご審議の上、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（橋爪弘典）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、採択することに決定しました。

…………… 日程第3 請願の審査報告について ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第4号として、簡易水道新設に関する請願が、本定例会第1日目において、住民福祉常任委員会に付託されています。

この件について、住民福祉常任委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

住民福祉常任委員会副委員長、東武史君。

○住民福祉常任委員会副委員長（東 武史）

委員長が欠席されておりますので、代理で報告させていただきます。

請願第4号、簡易水道新設に関する請願が、本定例会第1日目において、当委員会に付託されております。この件につきまして、去る9月7日に委員会を開き、請願の趣旨、内容等について現場視察するとともに慎重審査した結果、全員一致で不採択と決定いたしました。

不採択となった理由につきましては、現在、この地域は、隣接する栗生簡易水道・岩倉簡易水道の給水区域とはなっておらず、給水不能地域であります。水道法第15条、給水の義務に当たります。と同時に、それらの簡易水道の各施設の給水能力には余裕がなく、現施設の給水能力を高めるためには大規模な改修が必要となり膨大な費用がかかってきます。さらに、町内においては、水道未普及地域が2割強ある中、未普及地域解消事業に目下、取り組んでいただいているところであります。したがって、水道事業は受益者負担が原則であり、厳しい財政事情の中、水道整備計画に基づいて順次進めていかななくてはならないとの結論に達したところであります。

十分にご審議の上、よろしくご決定くださいますようお願い申しあげ、報告といたします。

○議長（橋爪弘典）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前ノ利夫君。

○9番（前ノ利夫）

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

ご案内のとおり、請願は国民固有の権利であり、憲法第16条によって明確に保障された問題でございます。これにのっとりまして、国会法、地方自治法、それぞれにおいて請願が、これはただ、今申し上げましたとおり、国民だけじゃなしに在住する外国人をも含めて請願行為はそういうことで保障されております。これにのっとりまして、今回の請願の署名、紹介議員になった1人でございます。また、請願については、必ず議員の紹介がいることも法の上で極めて明確に示されております。それにのっとりまして、私ども5名が請願紹介議員にならせていただいたわけでございます。

委員長も申されましたとおり、私自体も捺印して、後でちょっと調べてみようと思って調べたんですが、全く自分の、はっきり申し上げまして勉強不足でございます。ですね、水道事業とは何かということ、もっと明確に自分でも確認しておれば、本請願の簡易上水道云々という文言は、はなはだ自分自身が遺憾であったんじゃないかということ、あとで気づきまして。というのは、ご案内のとおり、水道事業と申しますのは、対象人員101名以上、これが事業の根幹をなすわけでございます。で、上水道事業につきましては、5,001名、いわゆる5,000人の枠を1名オーバーしなければ、上水道事業として水道事業法によって認められないことを後で知ったわけでございます。

ただ、にもかかわりませず、また再度質問させていただきますのはですね、委員長報告の中にもありましたとおり、私も旧金屋町、旧清水町を通じまして、簡易水道の施設施工範囲に入っておらない、地区指定を受けておらない、これは明確に、議員を長いことやらせていただく中で知っておる事実でございます。だから、今も申し上げましたとおり、こういう観点から見て、自分自体がもっと水道事業法を勉強しといたらよかったなということ、まず率直に反省するのでございますが。

ご案内のとおり、この請願の内容を読んでいただいてもわかるとおりですね、作業所は、過去何十年にわたって養鶏業、これはまあ近畿、関西地方においても指折りの養鶏会社でございますが、事業を続けてございまして。従業員の署名も添えておるわけでございますが。現に、この厳しい雇用状態の中でですね、地元の従業員も含めて従業員を確保されておることは、請願の資料として添えておるところでございます。

で、ご案内のとおり、状況はですね、事業を続けていくうち、また2名の居住人が清水町の町民として所帯を持たれている事実、あるいは、ほかの別荘、これはまあ定期的な別荘でございますので、交流されておることは事実でございます。およそですね、そういう施設のある限り、水の確保がなくてはですね、これは電力以上に大切な問題でございます。

そういう関係からですね、この請願に当たって、請願のいわゆる自治法で決めておる124条でございますが、その解説として6項目があげられております。その中にですね、採否については、議会独特の採否をもってやるべき。もちろん議会、これは執行部じゃなしに議会が、請願は処理する問題でございますので、明確にしていくことは、これは当然のことでございます。賛否をはっきりしていくと。

ただ、その場合、あくまでも、今私が申し上げようとした、なぜ、この請願があがって

きたか。その根拠ですね、はっきりと、その請願を受けたものが検討しなければならない。願意はどこにあるのか。その状況はどこにあるのか。これを現地等を視察された上で徹底的に今審査されたということを聞いておりますが、そういう処置をやっていただいたんでしょうか。

私は、これは何らかの方法で、簡易上水道の問題が伴わないとしてもですね、適切な処置をしなければならない限り、この願意の中にもありますとおり、この作業所の存続は難しいと。これにも明記しておりますが、そうなりますとですね、1つのいわゆる作業所が事実上継続しなくなる。また、2名の所帯にしてもですね、今後の給排水、命の水をどうしていくのか。たいへん厳しい状況になるんじゃないか。これは、ご案内のとおり、請願の中には、誠意をきちっとしなければいけないのと同時にですね、趣旨採択、一部願意採択という方法も、はっきりと自治法によって示されております。そういう措置ができなかったのがどうか。あらためて、なぜ否決されたのか、委員長の答弁を、この際求めたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（橋爪弘典）

5番、東武史君。

○5番（東 武史）

前々先生の質問にお答えします。

まず、当委員会としましては、この問題については、かなり重要な問題であるというふうにとらえました上で、現地の方を十分に見させていただきました。

いろいろと方法がないだろうかということをお考え、委員会でもしたんですけども。

まあ方法論としては、今現実的には、下からポンプアップというかたちで、そこの養鶏場のところ、もしくは別荘であるリバーサイドの会社の方が独自でつけている施設であります。その中でも、そこからポンプアップをするとすると、また、これはかなりの費用がかさんでくると。かさんできたときに、どうなるのかということになりますと、水道の方で、まだ町内では2割強、進めていかなあかん、まだ残っている中で、果たして、採択してもいつになるかわからないという状況の中で、特に切迫した状況を待つていただくということは、逆に言えば、ご迷惑がかかるのではないかなという判断をしました。

そしたら別の方法で、粟生簡易水道、岩倉簡易水道のところから、なんとか引いてくれないうらうか、そういうことを考えましたが、給水能力が足りないと。それをすることによたら、また、ちょっとつないでパイプをつなぎ込めばいいだけではなくて、全工事の改修になってくると。そうすると、概算でやっぱり5億ぐらい、照らしたらかかってくるんじゃないかと。まあ、ちょっと高く見積もっているかも知れませんが。

そういうふうなことも考えて、現時点での簡易水道の事業というのは、一般会計からの繰り出しが続いている状況でもあります。そういう状況の中で、大規模な工事が膨らめば、むしろ、かえって住民への負担が増になってくる懸念もされます。運営自体も今の状況でもかなり一般会計から繰り入れて難しい状況でありますので、もちろん、そこに住まわれ

ている住民の方、もしくはそこに勤められている方の思いというのは十分に理解しているつもりなのですが、やむなく、今の状況から見て、不採択とさせていただいた次第です。

どうか、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（橋爪弘典）

討論ありませんか。

8番、岡省吾君。

○8番（岡 省吾）

請願第4号、簡易水道新設に関する請願について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

9番議員さんからも、るるお話がありまして、請願内容について非常に難しい旨のお話もされておりました。私は、この件につきましては、紹介議員に名を連ねさせていることでもございまして、また、請願いただいております皆さんからも切実な思いを聞き及んでおります。委員会の採決につきましては、重く、尊重されるべきと思っておりますが、現在まで、この孵卵場では雇用の面においても長らくお世話になっております。そもそも、この会社の立地条件というのは、山の中腹で営業されており、水の確保が困難であり、会社創業時よりこの改善が望まれているところでございます。平地での営業であれば、水の心配も、簡易水道が整備されておりますので心配する必要がないわけでありますけれども、民家の多いところでは営業できないということも十分勘案する中で、また9番議員さんからもありましたが、雇用の問題、また地域の企業振興の面からも、今後、本当に重要な問題であると思えますし、また、営業所の方々の思いを委員会が聞いていただいているのか、という疑問なところもございまして、この企業が、^{ひはい}疲憊する山間地から撤退されるということになりますと、本当に山間地といたしましては困ってしまうことにもなりますので、今後、この件につきましては、十分これからも検討していかなければならないのではないかと、私自身思っております。

そういうふうな点から、私といたしましては、この請願につきまして、賛成ということで表明をさせていただきたいと思えます。

以上で終わります。

（「岡君、賛成の……」と坂上議員、呼ぶ）

（「だから、採択に賛成の立場からというこで……」増谷議員、呼ぶ）

○8番（岡 省吾）

この請願を採択することに賛成をいたします。

——申し訳ございません。委員会の不採択に対して反対をいたします。

○議長（橋爪弘典）

これより、採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

請願第4号を採択することに賛成の方は、起立願います。

[起立少数]

○議長（橋爪弘典）

起立、少数であります。

よって本件は、不採択とすることに決定しました。

…………… 日程第4 議案第95号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第4、議案第95号、平成20年度有田川町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本決算認定については、決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、佐々木裕哲君。

○決算審査特別委員会委員長（佐々木裕哲）

委員長報告を行います。

平成20年度有田川町水道事業会計決算報告。

去る9月3日の本会議において付託されておりました、議案第95号、平成20年度有田川町水道事業会計決算認定の件について、9月11日に委員会を開催し、説明員として水道課長ほか課員3名を招き、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過及び結果の報告をいたします。

平成20年度における水道事業の概要につきましては、給水人口が1万5,384人で、昨年度から68人の増加、給水件数については5,581件で、74件増加し、対前年度比1.3%の増加となりました。しかしながら、総有収水量は前年度に比べ1万6,000立方メートル減少し、241万1,000立方メートルと対前年度比0.7%減少し、給水収益につきましては、対前年度比1.7%の減収となりました。これは比較対象である平成19年度が猛暑かつ少雨であったことなど気象条件が影響しているとの説明でありました。

20年度の収支状況は、当年度純利益が7,220万円で黒字決算となりました。昨年度の繰越利益剰余金を加算すると9,144万円の利益剰余金が生じております。営業収支の内訳については、給水収益などの営業収益が前年度より697万円の減少となり、また減価償却費や事務所統合経費等により営業費用も前年度より625万円増加したため、営業利益は1,322万円の減少になっています。

資本的な事業については、支出に対し収入が不足していますので損益勘定留保資金等の会計内留保資金で補填しています。

また、利益剰余金の処分としては、減債積立金5百万円と建設改良積立金6千万円を計上し残りは翌年度へ繰り越すことにしています。

続いて、企業債についてですが、平成20年度の償還金は、政府資金の繰上償還を実施したこともあり、元利あわせて2億8,180万円でした。20年度末の企業債未償還残

高は11億976万円と、昨年度に比べ9,407万円の減少となりました。これについては、4,863万円の定期償還と1億9,733万円の繰上償還を行い、繰上償還の財源として借換債を1億5,190万円借り入れしたことによるものです。

また、会計内に多額の流動資産がありますが、これについては、今後の施設整備等多額の資金を有すること及び企業債にかかる将来負担の軽減の取り組みとして、今後の企業債借入時において、会計内の資金状況に応じて借入額を抑制する旨の説明を水道課より受けております。

次に、経営分析を見ますと、有収率は85.4%と良好な水準を維持しています。また、供給単価は152円60銭で給水原価の132円10銭を上回っており、料金収入のみで必要経費がまかなわれており、経営状況も良好でした。今後も経営効率を重視し、有収率については引き続き高い水準を維持するよう要請しています。

また、水質については、住民の生命、健康に直結した最も重要な部分でありますので、衛生の確保につきましては万全の対策を要請しています。また、消火栓蓋の開閉困難箇所の解消についても関係課と協議の上、改善するようあわせて要請しました。

次に、未収金についてですが、水道料金の滞納は水道利用者全体に負担をかけることとなりますので、毅然とした態度で未収金回収のために給水停止を含め積極的な対応で臨んでいただきたいと思います。

最後に、平成21年4月から金屋上下水道事務所と水道課の事務所統合を実施しましたが、今後、事務の合理化による人件費等経費の削減に努めるなど事業の経済性を高める努力をお願いするとともに、今後とも安心して飲める安定した水の供給体制づくりに、なお一層励まれることを職員の皆様に要望し、審査の経過及び結果といたします。

以上、平成20年度有田川町水道事業会計の決算について、委員会では全会一致で認定することに決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

よろしくご審査の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪弘典）

以上で、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

…………… 日程第5 議案第70号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第5、議案第70号、平成21年度有田川町一般会計補正予算第4号を議題とします。
質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、尾上武男君。

○1番（尾上武男）

全員協議会で説明はいただいていると思いますが、再度確認をしたいと思います。

2点、ページ、39ページのプラスチック収集場の工事請負費139万円と、ページ47、観光費の修繕費400万円のご説明をお願いします。

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 10時33分

再開 10時34分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

環境衛生課長、河島一昭君。

○環境衛生課長（河島一昭）

尾上議員さんの質疑にお答えします。

○議長（橋爪弘典）

ちょっと大きな声でやってください。

○環境衛生課長（河島一昭）

はい、わかりました。

プラスチック収集場の破砕機は、地上約6メートル程度あります。そこで点検整備等をする場合に、現在は脚立等でやっておるのですが、部品をはずしたり、それから少しく移動するということができないということで、点検業者から申し入れがありました。もちろん、労働安全衛生規則では、2メートル以上の高所で作業させる場合は、作業場を組むか、そういうことで取り組みなさいというふうになっておりますので、この際、そういう

ことをさせていただきたい。で、ここに少し図を持ってきておりますけども、これがピットからずっとプラスチックを上げてきます。それで、ここで袋に入っているプラスチックを破って、そしてこのコンベアへ流していくということなんです。このへんの点検というのは、地上3.34メートル。非常にまあ高いということで、この際、つけさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

修繕費400万円の内訳をお答えさせていただきます。

これは、有田川町ふるさと開発公社が管理運営していただいております、しみず温泉、二川温泉、あさぎり等の設備機材の修繕費でございます。

主なものといたしましては、二川温泉のボイラー、熱交換機の取り替え工事費、それから、あさぎりのファンコイルの取り付け工事費等になっております。

○議長（橋爪弘典）

9番、前ノ利夫君。

○9番（前ノ利夫）

私、絶えず主張していますように、委員会制度をとっておりますので、あんまりこの本会議における再度の質問はやりとらないんです。ただ、非常に従来と違う緊急的背後関係が起こっております。一般質問の中でもですね、多数の議員さんからも質問がありましたとおり、これはもう事実関係でございますし、少なくとも民主国家の一員としてですね、その時点において政権の変更、いわゆる国民の神聖なる最大の権利である選挙結果、これ、もう絶対に尊重しなければならないんで、そういう点については、何ら異論を申し上げる筋ではございません。

ただ、ご案内のとおりですね、地方自治の予算と申しますのは、国家予算を根源といたしましてですね、各地方自治体が分権の範囲内で予算を編成していくと。これ、私申し上げるまでもなく、予算の一番大切なことは、統一的なものであること。しかも、これは、継続性を絶対に求められる行為でございます。途中から、いったん議決したものについては、変更するということは何ですね、余程の理由がない限り、それが不要だということが完全に証明される客観的な立場があればですね、何となれば、それぞれの、国は国会において、地方自治体はそれぞれの議会において議決した要件、絶対的なこれ、範例そのものに、行政法の中でのなるわけでございます。

そういう点で、一番危惧するのはですね、今度の政権によって、一般質問の中で幾多も言われました。事実、明日決定するんですけど、いわゆる追加予算総額としてですね、13億9,250億が追加されました。これが事実上、今度の当初予算の二次補正としてですね、一時の私どもの予算は、多分144億1,000万円、端数は切り捨てますが、

あつたはずでございます。それが6月補正によりまして155億2,200万円、端数切り捨てます。そして今回、5億9,869万8,000円が補正されまして、あわせて161億2,000万円余りになっておるわけでございます。この中には、私も申し上げました、当然、13兆9,250億のですね、費用が、編成の過程できちっと押さえられる。それをこの議案書にそれぞれのかたちでうちも受け取っておるし、また、これが入って来るんだという事実のもとにですね、国会で議決しておるんですよって、処置がなされておると思うんです。

ご案内がですね、きょうです。これ決定してしまうんです。16日にいわゆる内閣が発足してですね、いよいよ明日の初閣議によりまして、予算の見直しをやる。これは、私どもが何ら関与する問題ではないんです。客観的に説明するために申し上げておるんです。それで、きのう、首相が記者会見の中ではっきりと全面的な見直しをやるんだということをおっしゃいます。そうなるかとですね、特に、問題になっておる、わかりやすく言えば、東京におけるまがの図書館、117億2,000万円。これなんか、完全な中止。そういう、ほいて公共事業の関係の中で、官公庁の、これは自治体の、いわゆる施設等も含むわけでございますが、これの全面的な見直し。

それと、一番、私は生活の立場から心配するのは、基金による、私も提案させていただいたとおり、本格的にこの山林の再整備に向かっただけで、森林再整備事業、里山化事業。これには、林業の後継者、その他の問題。また同時にですね、農業問題については、いくつかの視点の中でですね、後継者育成のために農地の集約をやる事業についての基金も組まれております。まあ、町長も答弁なさると思うのですが、私も一般質問の中で申し上げましたとおり、また担当課長からもお返事いただきましたとおり、里山整備と森林整備事業については、うちはまだ、一応計画は出してくれとるけど、1つの法人と3つの市町村を除いてですね、実際的に計画を立てて進行をする事態には入っていませんが、この何については、3年間の時限立法でございまして、23年末にやろうと思ったら、それを実施する計画。本年がほいて中心になってくるだろうと。この事業に全然手をかけないというようなことは、これはあり得ませんので。いろいろ考えられとると思うんですけど。

これが、そういうことで見直しを受けるということになってきたときの、本当に計り知れない影響が出てくるわけでございます。少なくとも、児童手当を中心にですね、高校の無料化、これ、きょうの新聞でも出ておりますが、3兆円は、そういうことで、何回も申しますが、13兆9,250億の中からも絶対的に削除をするんだと。そのほか、いくつかの合計で7兆ぐらいの予算削減をやるということをおっしゃいます。これが、あしたの閣議で決定するわけでございます。計り知れない影響が我々にかかってくると思うんです。我々は、もちろん、国との協調は、これ国家である以上は絶対必要です。しかし、地方については、地方分権が憲法においてでも、また自治法においてでも厳然と認められておる中で、政が地方に行使されとるわけでございます。

この点について、改めてですね、こういうことについての、またうちの町として、特に、

うちの町長は今、和歌山県の町村会の会長でもございます。6団体にはですね、有力な構成メンバーの、話があれば絶えず東京に行かなければならない立場にあります。そういう立場を勘案する中でですね、今一度、長の決意を承っておきたいと思っております。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

できるだけ、議案に沿って答えてください。

○町長（中山正隆）

わかりました。

お答えをしたいと思います。

いよいよ、きのうですね、政権が交代したということで、新しい政権にも、幾分かご期待を申し上げるところがたくさんあると思っています。

ただ、先生おっしゃるとおりですね、今回の21年度の補正予算、これを全面的に見直すということで、きょうの新聞にも載っていました。もちろん、まんが図書館、それから2つの、八ツ場ダムと九州の大きなダム、これも中止。特に、八ツ場ダムについては、建設完成するよりか、補償金を払い戻すお金が多いの違うかという結果でありますけれども、それでも中止という方向で進んできております。それから、いろんな、凍結によってですね、いろんなこの地方に負担、負担というか、地方がせっかく計画していた工事。例えばですね、今度の第1次補正で学校の耐震化、あるいは改築の問題、これも実は、隣の湯浅町さんなんかは、16億円ぐらい、これの補正予算がついていました。これもどうやら見直されるということですね。

実は、先日も、堺市の市長さんも、このことについて、うちも全然やってないんやということで、これを凍結されれば大変なことになるということで、和歌山県としても歩調をあわせて国の方に要望書を出していただきたいというお電話をいただきました。もちろん、これ堺市さんだけと違って、今もう既に全国の町村会の会長の通達で全国の町村長あてに今、まとめを取っています。ほいで、このまとめ、和歌山県ももう既に各町村へですね、今度の補正の見直しによってどんな問題点があるのかということは今、まとめを取っている最中でありまして、これも緊急に来月の5日に、また全国の町村会長会議というのを開きまして、そのまとめを、県でまとめたやつを全国でまとめて、それを今度の政権にですね、これだけはぜひ継続をしてほしい、あるいは見直しの対象からはずしてほしいという方向で、これからも頑張っていきたいと思っております。

とにかく、いろんなマニフェストの中でも非常に、むだ遣いを省くとか、いろんな期待する面もありますけれども、いろんな施策の中で、それがためにですね、地方が疲弊するようなことがあってはならないということで、今、全国の町村会をあげてですね、この問題に取り組んでいる最中でありまして。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第70号について、5点ばかり質疑をさせていただきます。

まず、最初に、歳出ですけども、33ページの緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業委託料1,563万4,000円あります。これの説明をお聞きしているわけですが、せっかくの緊急雇用という名目がついているわけですから、私、本来シルバー人材センターというよりも失業で困っている方に、私は、募集をして、集めて、しかも、その内容がですね、この議会においてだけでも各議員さんが有田川の河床の問題、雑木が生えている問題、これを何とかしろという要求がたくさん出たはずですよ。まず、私は、緊急雇用と含めて緊急対策との2つの観点から言いますと、有田川の河川への草刈り、木の倒木等の事業に半年間だけでも大量投入して、雇用の面から含めて、環境の面と合わせて積極的に対応すべきではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

それから、39ページの文化保健センターの修繕料88万余り組まれています。これは、教育委員会がとりあえず、今の庁舎が一部改修になりますので、その間移行するための費用だとお聞きしているわけですが、だいたいいつごろ移られる予定になっているのか。あわせて、教育委員会だけではなく、森林組合や商工会は事務所としてどうなっていくのか、そのへんの見通しをお伺いしたいと思います。

それから53ページですが、通学対策費で、今回、上六川小学校が来年度統合するに当たって、鳥屋城小学校へ統合するための諸々の費用ということで、今回、スクールバス購入に予算が組まれているわけですが。この予算と直接関係ないかもわかりませんが、2年前に上六川小学校に急遽、教育用パソコンを、金中とか石垣小学校とあわせて総額49台導入されたと思うんですよ。だから、まだ2年しかたっていないと。だから、その上六川小学校のパソコンも含めてどうなっていくのかなと。ここでちょっと、関係ないと言われればそうかもわかりませんが、関連してお答えいただけたらと思います。

53ページの教育振興費の備品購入費1,504万余り組まれています。これはまあ、統合にかかるさまざまな費用とか、理科教育の分だということをお聞きしてるわけですが。せっかくの多額の予算でありますから、町内の業者に分割発注することができるのかどうか、その点、ご答弁いただきたいと思います。

それから同じく、55ページの図書館費の臨時雇い賃金2人分と社会教育施設の臨時雇い賃金1人分組まれていますけども。これは、先日の総務委員会でもお聞きしたわけですが、町の方へ履歴書を出していただいている方の中から人選していきたいというご答弁だったと思うのですが、それもあやふやな状況やと思うので、本当にそうなるのかどうか。あらかじめ、もう人選が決まっているのではないかと危惧するわけですが、その点あわせて、以上、ご答弁いただけたらと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

また、それぞれの質疑については、課長に答弁をさせたいと思いますけれども。

文化保健センターに移る予定。これ、来年の3月までに、もう既にこれが取り壊されるということが聞かされています。それまでに必ず移らなくてはならず、もうできたら今年度中から準備をして、速やかに移っていきたいと思っております。

それと、森林組合と商工会については、今、地籍が2階に入っています。この地籍を3階に移して、ほいて、そこの2階へ森林組合と商工会に入ってください予定です。

○議長（橋爪弘典）

社会教育課長、三角治君。

○社会教育課長（三角 治）

失礼いたします。お答えいたします。

アレックの臨時職員募集につきましては、2名、委員会で申し上げましたとおり、こちらの方に、私どもの方に履歴書を提出していただいております方から人選させていただきたい、そのように考えております。

（「それは、順番どおりですね。来た順番の」と増谷議員、呼ぶ）

○社会教育課長（三角 治）

順番にはいかないと思います。やはり、適材とかありますので、そこらへんも考慮しながら、来ていただける、履歴書を提出していただいている方の中から、極めて慎重に人選させていただきたい。以上、考えております。よろしく願いいたします。

○議長（橋爪弘典）

学校教育課長、坂上泰司君。

○学校教育課長（坂上泰司）

増谷議員さんにお答えいたします。

通学対策費ですが、これ、上六川小学校統合にかかるスクールバスの購入となっております。

そこで、パソコンですが、統合先の鳥屋城小学校へ持っていく予定にしております。

それから、理科教材備品ですが、今回、国の経済対策の一環として行われるわけですが、1,380万と中学校930万、今回載せさせていただいております。その中で、入札に関しましては、町内の業者に発注ということで考えております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

福祉課長、星田仁志君。

○福祉課長（星田仁志）

33ページの委託料、緊急雇用の創出の件でございます。

これは、担当課といたしましては、二川温泉、明恵峡温泉等の温泉周辺の、観光地の周辺の整備事業ということで補正予算をお願いしているわけですが。議員おっしゃる河川の雑木の伐採の方と言われましたら、うちの方と担当がちょっと変わってきますので、私からはちょっと回答しかねます。

この緊急雇用の1, 563万4, 000円ですが、これもまあ、政権交代によりまして中身を見直すということなので、今のところ私の方としたら、国からの連絡を待っているというような状態でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再度お伺いいたします。

今の緊急雇用の問題ですが、担当課でお答えできないということでもありますので、町長に再度、私の言った趣旨もご理解いただけると思うので、もう一度検討していただける余地もあるのではないかと思いますので、いかがですか。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

有田川の河川の立ち木ですか。

（「立ち木とか草」と増谷議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

立ち木とか草、これはもう、大変なことになっていることは、もうよく存じ上げまして、もう再々、このことについては、河床の浚渫含めて、毎回毎回、ご質問をいただいています。ただ、今回ですね、これも経済対策で、鮎の漁期が終わり次第、今までになくたくさん雑木の除去、これはもう県がやってくれると聞いています。ほいで、まあ、有田川については、県の予算で今後やっていただけたらええなと思っております。

（「いやいや、町長。みんな議員さんがね、県がやってると思っていないから、みんな質問しているわけですから。やっぱり、県と、町もやっぱり一生懸命ね、姿勢を見せて、ほいで県へ追求するという姿勢で、一層やってほしいと思います」と増谷議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

はい、まあ、県がやってくれてるとみんな思っていないって。今年はやると聞いていますので。

とにかく今は鮎の漁期でやれないということで、それはもう県がやってくれるということについては、いっそも。信じております。

（「ほいや、この予算については……」と増谷議員、呼ぶ）

（「雑談やめときなよ。手あげて言いなよ」と森本議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

18番、楠部重計君

○18番（楠部重計）

18番、楠部でございます。

ちょっと1件だけ、補正予算議案第70号についてお尋ねをいたしたいと思います。

56ページなんですけれども。体育施設費に今回、55万補正されております。説明の中では、需用費5万と委託料50万となっております。これは、顧問弁護士委託料ということでございますけれども。体育施設費の中で、どのようなことに委託されるのか、どのような件に委託されるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この50万については、西ヶ峰の農民広場の件がありまして、ちょっと今回の提案は見送らせていただいたんですけれども、法廷で決着をつけなければならない、なる可能性のあるところが2カ所あります。そのために予算としてあげさせていただいています。

○議長（橋爪弘典）

18番、楠部重計君

○18番（楠部重計）

顧問弁護士、年間を通じて、築山弁護士ですかね、町の顧問ていうの。顧問料というのは、まあ年間通じてとっていると思いますけども。

今回、農民広場の件について対処したいということでもあります。

何か、今、町長の答弁の中でも、訴訟云々については、まあ取り下げたというようなことを聞きましたんですけれども。そういったことで、今回、この件について、ふいに委託料をしているということは、解決するということに取り組むのか。取り下げたら、もう、また次回要る場合にお金組んだら、顧問弁護士というのは年間通じて払っているのですから、要らないんじゃないかなということでお聞きしたわけなんですけれども。結局、まあ、この委託料50万で解決に向かって進めるということですか。そのへん、ぜひとも。今回こういったことは、いろいろな件、借地の件につきましては、解決していくのが、もう何十年も前のことですので、この際、まあ。私は、弁護士ももっととってもいいと思うんですけども。それなりの解決をこのへんで、やっぱりやっておくべきではないかと思っております。まあ、訴訟とか、そういう件については、町の態度を、町長にはっきりとお聞かせを、この際していただけたらと思いますので、質疑にかえさせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今回、ちょっと提案を取り下げさせていただいた中にはですね、話し合いの余地ができ

てくる部分があると判断しました。ただ、お金とか、そういうのを払って、つけるつもりは一切持ってごさいません。それもですね、もうこれも、もう前々からの懸案であるので、もうできれば、早急に話し合いをもって、決着がつかなければですね、また次回の議会に再度、提案をさせていただきたいなど。この訴訟については、次回の議会へでも提案をさせていただきたいなどと思っています。

○議長（橋爪弘典）

——これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

11時10分再開をいたします。

~~~~~

休憩 11時01分

再開 11時14分

~~~~~

…………… 日程第6 議案第71号 ……………

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

日程第6、議案第71号、平成21年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第7 議案第72号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第7、議案第72号、平成21年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

民主党の方で後期高齢者を廃止すると、このように新聞発表で大臣も言うておりますが、有田川町として、また和歌山県の後期高齢者の連合会として、何かご検討されておりますか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

住民課長、福原茂記君。

○住民課長（福原茂記）

亀井議員のご質疑にお答えさせていただきます。

我々も、非常に危惧をしているところでございます。

まだ、県等に聞かましても、詳細は全くつかめておりません。先ほど町長が言いましたとおり、後期高齢者医療制度の非常にいい部分もありますので、そういった部分につきましては、今後残すようなかたちで、例えば広域連合で取り扱おうと、各市町村へ、昔の老健みたいに戻ってくることなく、そういうようなかたちでやってもらいたいと、そういう問題意識は持っていますが、今のところ全く情報がございませんので、対策と言いますか、そういったことについては、具体的には行っておりません。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

担当課はそういう発言ですが、町長としてのお考えをお聞きします。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この後期高齢者、廃止というのは、民主党のマニフェストにも載ってまして、そのマ

ニフェストを発表した時点です。一応、全国の町村会としては、これはぜひ存続をしてほしいという要望を出させていただきました。今回も、いろんな、今、先ほど前々議員さんのご質問にもお答えしたとおりですね、いろんな施策について、今、それぞれの町にアンケートを全国町村会として出しているところでもあります。

ほいで、きょうの新聞にもですね、長妻さんが、この制度については廃止やということをおっしゃっています。ただ、廃止して、元の国民保険に戻すということは、非常にまたいろんな問題があると。ほいで、国民保険へすぐ戻すんじゃなしに、新たな制度。その中にはですね、企業保険とか、そういうのを一元化して、再度考えられないかと、今、検討中であるを書いていました。このことについては、全く我々も、どのような方向に進むのか、今、内容すらわからない状況であります。

○議長（橋爪弘典）

ほかに、ありませんか。

——質疑をこれで終わります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第8 議案第73号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第8、議案第73号、平成21年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第9 議案第74号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第9、議案第74号、平成21年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第10 議案第75号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第10、議案第75号、平成21年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 1 議案第 7 6 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 1、議案第 7 6 号、平成 2 1 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 2 議案第 7 7 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 2、議案第 7 7 号、平成 2 1 年度有田川町水道事業会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 3 議案第 9 6 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 3、議案第 9 6 号、有田川町観光施設巡回バスの運行及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番、田中良知君。

○7 番（田中良知）

この中で、条例の中で、第 2 条、第 3 条、規則に定めるということで、観光施設巡回の経路と、また運行時間とか、そういったものを 2 条、3 条で規則で定めるということで載っておりますけども。もし、規則ができておるのなら、お示しをしていただきたいと思えます。この問題については、もう有鉄観光さんとの話も円満解決されていると思うのですけども、そういった有鉄との、この運行時間がどれだけと、そういった問題もあると思えますので、できれば、規則等お示しいただきたいと思えます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

巡回バス運行については、いろんな問題がありまして、まず第 1 点、早くから走らせていたという思いだったんですけども、いろんな改造する中で、恐らく 10 月までずれ込むやろかなという予想であります。

ただ、それと、もう 1 点、この巡回バスの路線については、今、有鉄さんが路線バスとして営業されていますので、十二分に話し合いをもってやらなければならないということで。まあ、私としては、ほかのバス会社さんにもご了解を得てですね、できたら有鉄さんと随意契約をやりたいと考えてます。今、有鉄さんとの交渉については、もう大詰めを迎えた段階で、ほぼ有鉄さんについてはご了解をいただいています。ただ、さっき申し上げたとおり、営業として走っていますので、できるだけ有鉄さんの時間帯と重ならないよう

にですね、これから、最後の日程を詰めていきたいと思っています。

○議長（橋爪弘典）

7番、田中良知君。

○7番（田中良知）

私も、そういう点で、有鉄さんとの交渉の中で心配をしておったわけなんですけども。やっぱりこう、有鉄さんと、路線とか運行時間はできるだけ重ならないように組んでやっていただきたいと思いますし、もし、これ、まだそういう規則ができてないならしょうがないですけども、そういった点で十分配慮してやっていただきたいと思いますと思うわけです。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

この条例案について、確かめさせていただきたいことがあります。

目的の第1条の「観光客」というのは、どういう位置づけなのか。

2つ目に、バスの利用料は「無料」と明記されていますが、第9条で。この無料にかかわって、これまでの議会での質疑や質問等の答弁で、町長は、町内の方であっても、温泉券とかあらぎ島の商品券を買って乗っていただくということもお話されていたと思うのですが、これが乗っていただく条件になるのかどうか、その点お伺いしたいのと。

それから、試運転はもう始まっているのかどうか、その点。お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

もちろん、観光客についてはですね、まず、町外からたくさんの方をお呼びをするということが第一目的でありますけれども、町内であってもですね、無料であれば、しみず温泉、あるいは奥地の観光地へ行きたいという人もたくさんあると思います。そういう方々についても、一応観光という目的でお乗りをいただきたいと思いますと思っています。できたら、温泉券等々買っていただくというようなことにはなるかわかりませんが、それは、まだはっきり、温泉券買ってくれなかったら観光客と見なさないというような、しかとした考え、まだ定めておりません。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

増谷です。

再度伺いますが。

まあ、町外か町内かというのは、なかなか判断しにくい面がありますね。これが1つと。それからまあ、町内の方については、温泉へ行っていただけるということであれば、観光客と見なすということで、再度確認させていただいてよろしいですね。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

そのとおりでございます。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今の答弁、極めてあいまいな部分が多いんですけども、まあ、そのへんは、できるだけ文章化するなり、何とかやっぱりしておかないと、やっぱりいろいろ出てくると思うんですね。その点、お願いしておきたいと思います。

それから、試運転の問題、答弁いただかなかったので、お願いします。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

多分、そこたりの観光の問題については、有鉄さんのこともご配慮になった中で、おっしゃってると思います。その点は、有鉄さんとも十二分にですね、協議を今して、もう最終、大筋で合意に至る寸前であります。

試運転については、まだ行っておりません。

○議長（橋爪弘典）

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第14 議案第97号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第14、議案第97号、有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 5 議案第 9 8 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 5、議案第 9 8 号、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 16 議案第 99 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 16、議案第 99 号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 17 議案第 100 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 17、議案第 100 号、町営土地改良事業の施行についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 18 議案第 101 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 18、議案第 101 号、有田川町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 19 議案第 102 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 19、議案第 102 号、有田川町道路線の廃止についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第20 議案第103号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第20、議案第103号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。
質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第21 議案第105号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第21、議案第105号、平成20年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業、
有田川町情報通信基盤整備工事の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

この増額の件なんですけど。まあ、一応、全員協議会の中でも一応質問させてもうたんですけども。いかに、この増額の理由が甘いかね。だから、この文章を読ませてもうた中で、ただ、企業の思うがままに増額して、ほいて、その理由も定かではないと、簡単な理由は書いていますけども。これは完全にね、コンサル業務が行われて、コンサルが現地調査、踏査なりして、ほいて打ち合わせ簿をやってから、かかるはずなんですけども。これはもう初歩的な、完全に、調査するとき全く調査してなくて、後であがってきたと。普通、増額の場合は、目に見えないときから、そういう勃発的な工事内容で上がってくるのが当然やけども。これはもう、電柱というのは、もう地下へもぐっているものじゃなくて、外へ出ているものやから、まず専門家のコンサルが見て、これはこういう工事でもつか、こういう線を引っ張ってもつかということ、一網打尽にわかること。いかにそのコンサル業者が何の調査もしてないかと。ほいで、いざ、その何へかかろうと思ったら、こ

の電柱とか、こういうもんでほもたん、また追加せんといかんというような格好でこれあがってきてますけどね。そのときに、町当局がこのコンサル会社に対して、どういう不備があつてこうなつたんやという、そのやりとり。ただ、これはこうやから、もう具合悪いから増額認めてくれということで、ただ単なる認めたのか、それとも検討を行った上でこの増額を出してきたのか。その点、まず説明してもらえたら。

○議長（橋爪弘典）

総務課長、須佐見政人君。

○総務課長（須佐見政人）

殿井さんのご質疑にお答えします。

これは、先ほど、9月15日の全員協議会の資料を配布した中で、まず、私ども総務課といたしましては、この3月の23日に配電柱への共架申請、また転架申請等を提出いたしました。それから、これにつきましては、だいたい10ヵ月から1年程度かかるということでありましたので、なんとか、まあ早い時期に、3月に申請をいたしました。その回答につきましては、7月中旬しか、まあ、4ヵ月要しているわけなんですけども。本工事については、先ほども言いましたように、10ヵ月程度必要ということでありましたので、まず、今の八千何百万も増えている中で、まずNTTさんと関電さんに補償工事費ということで、予算は一応8,000万置いておりました。それで、普通だったら、その8,000万をNTTさんか関電さんで補償工事費として契約してもらわなければならないんですけども、今回、入札までには、その分が補償工事費として置いていたわけなんですけども、関電さんとNTTさんとは、まだ契約しておりませんでした。

ほいで、この間、9月の時点では、その分、NTTさんと関電さんの方については、工期的には、かなりちょっとまあ、普通だったら、100本200本程度のは普通、不許可の方になるわけなんですけども、今回、577本という、かなり多い電柱もありましたので、NTTさんと関電さんにつきましては、ちょっと工期的には、ちょっと無理やということで、今のNTTのハイフォン関西さんで、自営柱としてやってもらえんかということで、今回、追加の方へ変更させてもらったわけでございます。

本来なら、NTTさんと関電さんとで補償工事費となって契約するわけなんですけども、その分を今回、NTTの、西日本関西さんで追加でしたところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

今、説明なんですけども、これ、コンサルの調査状況のときに、これはもう既にわかっていただのと違ひますか。だから、コンサル業務の中に、一応現地見ますね。ほいで、これはこうや、こうや、と結論出しますね。そのときに、こういう初歩的なこと。目に見えんもんと違ひ、目に見える電柱なんやから、すぐわかりますわ。誰が見ても。まして、コン

サルはプロでしょ、こういうことをやる。そのプロが、我々素人でもだいたいわかるようなことを、その時点で、なんでわからなんだんかと。その時点でわかってながら、こういう初歩的な増額を一応議会へあげてくる、それまでに、もうちょっと検討する余地がなかったんか。だから、納得して議会へ増額をあげてきているんでしょ。当たり前やなと思ってあげてきているんでしょ。そうですね。だから、当たり前やと思ってあげてきているのには、これはいかにも、なんかおかしいん違うかな。馴れ合いになってるん違うかなと思う点もあるし。

もう1つ、万が一、これがその時点でわかってれば、もうちょっと対処する余地がある。そのコンサル会社と、現場やる連中関係との会社のバランス。これは、もしNTTとかと同一会社のコンサルであれば、そらもう、こういう問題は起きてきてないと思うんやけども。片方、電柱やる何と、コンサル会社とこう違ったら、あんまりおもしろくもないんかな。ただ、それは、どこに責任があるかということをおある程度追求した上で、これはやむを得ん増額、やむを得んと思ってここへあがってきてるのか。その点だけちょっと、はっきりしたことを。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

この地デジの関係については、できるだけ早く取り組もうということで、県下でもこれに取り組み出したのが、うちの町が早い方でありました。しかも、特に清水地域については、非常に広大な面積があるということで。一応、各電柱を使って、NTT、関電さんの電柱を使って、ずうっとやるということについては決定をしていたと。ほいでまあ、その中で、もう、1本1本調べてコンサルさんに設計を出してもらうという時間、時間というか、そういうところまで、もう、何千本という電柱を1本1本調べるということは、非常にその当初不可能だったと思います。ただ、何本かはあるやろうなという、それはもう想定をしていました。その中で、関電さん、NTTさんの電柱を使わせてもらう以外につけないという中でですね、今回、新たにこんな大きな共用できない電柱が見つかったのと。

それともう1つ、生石山にある近大の農場まで、まだ引こうかということで、自営柱で、どうしても多くの自営柱でやらなくてはならなくなったという事情があります。

非常に、ご指摘のとおりですね、補正としては非常な大きな補正でありますけれども、そこらへんもご理解をいただいて、お汲み取りをいただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

9番、前ノ利夫君。

○9番（前ノ利夫）

全協でも、いろいろ問題あって、私も、私なりに指摘させていただいたんですが。

事業そのものについては、たいへん、へき地の公平な電波化を目指して、特に私ども清水地区においては、たいへん、もうありがたい。まあ、県下でも一番先駆けて、まとまって完成できるということは、そういう面では、もう全くありがたいことです。

同時にですね、瑕疵の問題でその点は聞いたんで、副町長に全協の中できちっと、その説明をしていただいて、私なりにまあ納得いったんでございますが、ぜひ、お願いしておきたいことはですね、まあ初めからお願いしたとおりですね、今、本当に地元は、あらゆるかたちで、やっぱり仕事を求めています。どんなかたちにしても。そういう面で、この工事については配慮いただいて、そういう手を、適切な手を打っていただいておりますけど、関連した地元の業者を下請けとしてね、しかも、それは一方的なかたちで賃金を極端に下げるとか、そういうことやなしに。これは、まあ大きな会社ですので、そういうことはやらんと思うんですけど。そういう面を確保する中で、地元の業者にできるだけ、やっぱり仕事ができるような態勢で一段と、やっぱり行政当局として強めていただきたいということだけを、重ねてお願いしておきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

総務課長、須佐見政人君。

○総務課長（須佐見政人）

前〆議員さんの質疑にお答えいたします。

有田川町の商工会を通じて、各清水の電器屋さんといろいろ協議をしております。地元雇用のために地元で使っていただきたいということで、私の方からも業者の方へ言うております。

（「はい、了解」と前〆議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

12番、森本明君。

○12番（森本 明）

極めて簡単な質問でございますけれど。

関西電力とN T Tの電柱を使っていたかどうかということをもくろんでやらしていただいたと。関西電力は入札に参加したのかどうか。それだけ聞かせてください。

○議長（橋爪弘典）

総務課長、須佐見政人君。

○総務課長（須佐見政人）

森本議員さんのご質問にお答えいたします。

関西電力さんは、入札には入っておりません。

○議長（橋爪弘典）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

15番、浦博善君。

○15番（浦 博善）

議案第105号について、反対の立場で討論いたします。

この事業に関する設計、施工、電柱の申請先は同系列の会社であり、設計段階において慎重に調査していれば事前にわかっていたことであると思います。よって、この変更分については、事業者の責任も存在すると判断でき、すべての変更分を増額するというのは問題があると思います。

よって、この変更契約については反対をいたします。

議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪弘典）

賛成討論ございませんか。

——討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第22 議案第106号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第22、議案第106号、平成21年度御霊小学校プール改築工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

かつてから皆、議員さんが希望してるように、なるべく地元業者を選んでやってくれということで。まあ、この入札のメンバーを見ましても、地元業者ばかり。まあ、今、前のその耐震構造についてでも、教育委員会から出る仕事は、ほとんど地元業者が重点的にされておると。また今度の水道工事、まあまあ開削で、まあ簡単なものですけど、水道の立石と黒松。これも地元業者でやられていると。また今後、出ようとしている保育所並びに町当局の単独事業としてやられる、この何も、ほとんどまあ、今のこの経歴から見て、なるべくならこの経歴どおり地元業者を重点的にしてもらえれば、まあ我々地元議員としても幸いかなということ。今後ともまた、ぜひこのように、まあできることならば、できる仕事の内容であれば、なるべく町外の業者を入れるんじゃなしに、地元業者で推進していただければいいなという要望です。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

7番、田中良知君

○7番（田中良知）

この契約については、たいへんこう、私も地元としてたいへんありがたく思うわけなんですけども。きょう、プールについて、8月の中旬までもやれなかったんだと思うのですけども、それから撤去にかかっております。たいへんこう、夏場の一番プールの必要なときに撤去を始めた理由について、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

田中議員にお答えを申し上げます。

この撤去につきましては、学校と十分相談をしまして、時期を選んでおります。教育の水泳指導といいますか、それを一時ちょっと早めまして、学校と十分協議をいたしまして、撤去にかかった次第でございます。

○議長（橋爪弘典）

7番、田中良知君

○7番（田中良知）

この件について、私の孫も小学校に行ってますので、聞き及びまして、校長先生に、ちょうど子どもを守る日の道で、校長先生にもお話をしたわけなんですけども。騒音で、この夏休み中に撤去せなんだら子供たちに迷惑がかかるというお話でございました。

私は、そのあと反論も何もしなかったわけなんですけども。御霊小学校は、本校舎の撤去のときも、たいへんこう、授業中にもかかわらず撤去を行いました。そのときの騒音から考えれば、プールの騒音はわずかだと思うんです。1年のうちにわずか2ヵ月使うか使わないかという、一番必要な時期に撤去をしたということに対して。私まあ、この話は、ばからしいさけ、もうやめとこうと思ったんですけども、前の学童保育の件にもつき、今回のプールの撤去にもついて、いかにも考えが足りないんじゃないかと思ひまして、あえて質問に立たせていただきました。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今回の撤去については、工期的なこととか、いろんなことがあったんだと思います。

今後、十二分に検討をしながら、これはもう始まったことでありますので、ご理解いただいて、今後、こういうことについては、また担当課で十二分に検討してからかかるように命じたいと思います。

（「町長、年に3ヵ月しか使えへんのやで。その一番使うときに撤去して、工事どうのって、これから来年の6月まで、6月、7月じゅうまで、十分、こう入札終わっても時間が

あるんやで。ね。その一番大事なときにやな、撤去して、工期がどうや、騒音がどうやという問題と違います……」と田中議員、呼ぶ)

○議長（橋爪弘典）

田中良知君、再質問ですか。再々質問ですか。

（「いや、もう、それだけ。聞きたい……」と田中議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

以後、十二分に検討しながら、いろんなことを進めていきたいと思えます。

○議長（橋爪弘典）

ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 11時51分

再開 11時52分

~~~~~

…………… 日程第23 議案第107号 ……………

○議長（橋爪弘典）

それでは、再開します。

日程第23、議案第107号、財産の取得について、平成21年度孤立集落通信確保事業、超短波無線電話装置購入の件を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第24 議案第108号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第24、議案第108号、財産の取得について、平成21年度町内移動系防災行政無線統一化事業、超短波無線電話装置購入の件を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第25 議案第109号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第25、議案第109号、財産の取得について、平成21年度和歌山県石油貯蔵施設立地対策等交付金事業、小型消防ポンプ購入の件を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 6 議案第 1 1 0 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 6、議案第 1 1 0 号、財産の取得について、平成 2 0 年度地域活性化・生活対策臨時交付金事業、地上デジタル放送対応テレビ購入吉備地区の件を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 7 議案第 1 1 1 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 7、議案第 1 1 1 号、財産の取得について、平成 2 0 年度地域活性化・生活対

策臨時交付金事業、地上デジタル放送対応テレビ購入金屋・清水地区の件を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 8 議案第 1 1 2 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 8、議案第 1 1 2 号、財産の取得について、平成 2 1 年度町有公用自動車塵芥収集車購入の件を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 9、議案第 1 1 3 号、財産の取得について、平成 2 1 年度有田川 L i b r a r y 図書購入の件を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 0、住民福祉常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

住民福祉常任委員長から、目下、委員会において審査中の請願第 5 号、水尻地域における雨水排水の抜本的見直しと計画策定に関する請願について、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

2 5 番、亀井次男君。

○ 2 5 番（亀井次男）

委員長から継続審査になった経過と結果のご報告をお願いしたいと、こう思います。

○議長（橋爪弘典）

5 番、東武史君。

自席でやってください。

○ 5 番（東 武史）

請願第 5 号、水尻地域における雨水排水の抜本的見直しと計画策定に関する請願について、当委員会としましては……

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 11時57分

再開 11時59分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

答弁してください。

○5番（東 武史）

すみません。たいへんお待たせしました。

当委員会としては、下水道課の方と話し合いを持ちまして、今現在、1期工事を順次進めていただいていると。この計画については、今後、雨水も含めて対策を考えていこうとしていただいておりますので、継続して審議させていただきたいということになりました。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

請願、陳情等については、議会運営委員会で委員会付託するところが決まります。ただ、今回は、下水道特別委員会もございますので。ただ、下水道特別委員会のメンバーを省いてこの署名議員をお願いしたらどうかと、こういうお願いもしていた点を1点と。

また、常任委員会で優先的に審議をするのが当然であります。こういう点については、特別委員会もあるので、今後は常任委員会、また下水道特別委員会と協議した上で、先ほどの9番議員さんの、先ほどの請願と同じように、やっぱり地元の区の願いと、議員の紹介議員のかたちの中で、議長報告で、住民福祉常任委員会から継続の申し出がありますというような、気のないような、情のないような取り組みを今後しないで、一応、こういう陳情については、請願については、常任委員会と特別委員会と協議した上で結果報告をいただきたい。

議長に強く申し入れて、僕の質問を終わります。

○議長（橋爪弘典）

ただいまの申し出のとおり、今後、検討させていただきます。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

…………… 日程第3 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3 1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第7 5条の規定によって、お手元に配布しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

…………… 日程第3 2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3 2、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第7 5条の規定によって、お手元に配布しました継続調査を要する所管事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

…………… 日程第3 3 特別委員会の閉会中の継続調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3 3、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第7 5条の規定によって、お手元に配布しました特別委員

会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

…………… 日程第34 議員派遣の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第34、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、配布のとおり、議員を派遣することに決定しました。

よろしく願いをいたします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日をもって閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成21年第3回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 12時06分